

大分大学オープンアクセス方針

令和4年1月19日
教育研究評議会決定

(趣旨)

- 1 大分大学（以下「本学」という。）は、大分大学憲章に基づき、創造的な研究活動によって得られた教育・研究・医療の成果を大分の地から世界へ発信し、地域社会と国際社会の発展に貢献するとともに、情報を積極的に公開し、社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針を定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学の教職員（以下「教職員」という。）の研究成果（以下「研究成果」という。）を、次の各号に掲げるいずれかの方法により可能な限り広く無償で公開する。
 - (1) 大分大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）への登録
 - (2) その他当該研究成果の作成者が必要と認める方法

(研究成果の提供)

- 3 教職員は、研究成果をリポジトリで公開することを選択した場合は、共著者の同意を得た上で、リポジトリによる公開が可能な著者最終稿等の適切な版をできる限り速やかに本学に無償で提供する。

(適用の例外)

- 4 本学は、著作権の管理その他やむを得ない理由により、リポジトリによる研究成果の公開が不適切である旨の申出が教職員からあった場合は、当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 5 この方針の施行前に出版された研究成果及びこの方針の施行前にこの方針と相反する契約を締結した研究成果については、この方針は適用しない。

(リポジトリの運用)

- 6 リポジトリの運用については、大分大学学術情報リポジトリ運用方針（平成20年2月5日制定）に基づき取り扱う。

(その他)

- 7 この方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、別に定める。

付 記

この方針は、令和4年1月19日から施行する。